

# エネルギー政策の見直しに係る 石油販売業界としての提言

2011年9月

全国石油商業組合連合会

# 1. 東日本大震災と原発事故で浮き彫りになった課題

## 地震・津波

電力、ガス、石油など供給施設が被災したことでライフラインが寸断。



分散型エネルギーインフラであるガソリンスタンドは、震災発生直後、自家発電や手回し給油などにより石油供給を確保。しかし、油槽所の被災やタンクローリーの流失等により燃料補給が不足し、SSでの供給に支障を来した。



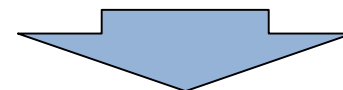
・移動・輸送用、自家発電用、暖房用燃料として、石油製品の「緊急時必需品」としての特性が評価。

## 原発事故

原発の安全性について国内外での評価が下落。原発の新規国内立地は困難に。



原発事故に伴ない、今後の電力供給の見通しが不透明化。  
電源構成の変化に対応した、従来の電化重視政策の見直し。  
短期・中長期を踏まえた、エネルギー政策の抜本的見直しが必至。



・当面は「石油」を基幹エネルギーと位置付けた「新たなエネルギーベストミックス」が必要。

## 2. 新たな「エネルギー政策」の見直しの視点

ライフライン寸断と震災による混乱の中で、被災地での緊急車両や病院などの緊急施設用、さらには生活物資の調達のための移動用や暖房用として特に必要とされたのが、ガソリンと灯油だった。

震災直後の混乱や、停電や需給逼迫が長期間化する中で、自家発電装置を備えるSSがいち早く地域供給を担うなど、分散独立型のエネルギー供給拠点として立ち直りが早かったのがガソリンスタンドだった。

しかし、その後、電力復旧によって稼動可能なSSが増加したにもかかわらず、被災地域への製品補給の不足によって、供給したくてもできないSSが多く存在した。

震災初期段階は、石油製品が「どこにどれだけあるのか」、「どのような輸送手段があるのか」など、業界内だけでなく官民も含めた相互の情報が不足していた。

### < 見直しの視点 >

石油製品の「緊急時必需品」としての特性評価  
分散独立型エネルギー供給拠点としてのSSの評価  
生産、流通、在庫、配送に係る情報集中化の必要性

### 3. エネルギー政策の「基本目標」について優先順位を変更すべき

これまでのわが国のエネルギー政策の優先順位別「基本目標」

CO2削減による地球温暖化問題への対応	—————→	脱石油
エネルギーコストの低減に向けた経済性の確保	————→	規制緩和・市場競争促進
エネルギー安定供給の確立	—————→	資源の量的確保



変更の要因

- ・原子力政策見直しと、それに伴う新たなエネルギーベストミックスの必要性
- ・行き過ぎた市場競争に伴う石油サプライチェーンの危機
- ・災害時・緊急時の需給逼迫に対応するエネルギー供給システムの必要性



新たなエネルギー政策の最優先課題

エネルギー資源の海外からの量的確保だけでなく、国内の災害時・緊急時に対応するための、新たな「エネルギーの安定供給」の確保の実現

## 4. 石油政策への提言

### 1. エネルギー政策の最優先課題

エネルギー政策の最優先課題を、「エネルギー安定供給の確立」とすること。その際、従来の「資源の量的確保」に加えて、「国内におけるエネルギーの安定供給確保」の二本柱とすべき。

### 2. 一定量の石油製品の需要の確保

従来の「規制緩和・競争促進」政策の方向性を見直し、最低限の需要確保のため、学校や駅などの公的施設に自家発電設備や給湯・暖房機器等を設置し、一定量の石油製品の使用や備蓄、さらには年2回程度のメンテナンス稼動を義務付けるべき。また、このために、地域別計画の策定など国や地方自治体の関与が必要。

### 3. SSネットワークの維持・強化

#### 災害対応機能の強化

・災害時・緊急時にも対応できるよう、全国の主要なSSに内燃発電設備の設置や地下タンクの大型化、タンクローリー等の整備など、SS災害対応機能を強化すべき。

#### SSネットワークの維持・強化

・SS過疎地における安定供給を含め、国として抜本的な対策を講じるべき。

#### 4. 「緊急時石油流通円滑化法」(仮称)の導入

石油製品の「緊急時必需品」としての特性を勘案し、電力同様、国として、緊急時における安定供給責任を担うべきとの認識のもと、下記項目を考慮した、「緊急時石油流通円滑化法」(仮称)を導入すべき。

東日本大震災の教訓をふまえ、災害時等には深刻な供給不安が発生することから、平時より、かかる事態を想定した対策を講じておく必要があることを前提にすべき。

これまでの行き過ぎた規制緩和政策を是正し、平時から、緊急時に備えて、精製元売・商社・販売業者等の情報(油槽所を含む)をエネ庁に集中し、緊急時の際は、当該情報をもとに、石油製品を迅速かつ最適配分する仕組みを構築すべき(石油版スマートグリッド)。その際、地域での情報収集拠点として「石油組合」を位置付けるべき。

【「緊急時石油供給ネットワーク」の構築】

「緊急時重点供給スタンド」の指定制度、地方自治体と連携した製品備蓄の導入、学校や駅など公共施設への自家発電設備の配置と年2回程度のメンテナンス稼動を義務付ける等、地域単位で、平時から災害時を想定した「緊急時燃料確保対策」を講じるべき。

石油組合の上記の役割を踏まえて、地方自治体との災害時供給協定の内容の見直しや新たな締結を促進。その際には、「官公需適格組合制度」の実効性を担保する仕組み(ある一定割合以上の官公需を随意契約とすること)を協定に盛り込むこと。